

▽西洋の法典と仇討

西洋でも古い處では或る點までは復仇を認めて居たらしい。先づマホメットの「コーラン」で「殺人者以外の人に對して復仇すべからず」と云つて居るのは、殺人者には復仇してもよいと云ふことを示して居る。此の同意味は「復讐は謀殺者に限り其の親戚に及ぼす可からず」と云ふダニエル一世の法典と「殺人者を庇護して敵する人に非ざれば決して殺人者以外の人と闘ふべからず」と云つた、英國エトモンドのそれとであらう。

▽許可を得て討つ

日本の仇討で、板倉重宗が「敵討の儀は向後共に武士屋敷の居住成らば、其頭人へ申達し、支配人へ届置可討事勿論なり、町宅の浪人ならば三ヶ津は町奉行所の帳面に可付置、郡村に至つては一度公儀への訴へ相濟みし後敵討云々」との布達を發した。これは支那での、「士に書し、之を殺して罪なし」と云ふのと同じ意義である、處が夫れが面白いことは、古い日耳曼の法典に「復讐は先づ裁判所の許可を受くべし」とあることである。之は當時の法律の不備を認めて、個人同志の制裁を許したのか、夫れとも原始時代から傳はつた。人間の一部の發露たる、復讐觀念の執行を公けに許したのか、よほど興味ある事實である。

▽希臘と日本の東西一様

希臘の古代の諺に、「被殺者の遺族が、其復讐をなさねば、靈魂中有に迷ふ」と云ふことがある。之れも日本の仇討の思想によく似通つて居る。勿論日本の仇討の思想、よく見る、「父の修羅の妄執を晴らさねば」と云ふ言葉は、大

抵佛敎の中から出て居るのだが、斯うした信仰は、東西やはり規を一にして居ると見える。

▽目上の者の仇討

他の一つは仇を討つものゝ資格である。之は露西亞古代の法律には、「人若し他人を殺し害することあれば、兄弟は兄弟の爲に、子は父の爲に、父は子の爲に、又は兄弟姉妹の子の爲に復讐するを得べし」と言つてある。處が之に關する日本の法規は、全く違つて居る。之は法規ではないか、「甲陽軍鑑」では、「敵討は親の敵を子の討つは順、兄の弟を討つは順、子の敵、親の討つは逆、弟の兄の討つは逆なり、叔父の敵を甥の討つも順なれども、討たざるともくるしからざるなり」とある。も一つは、豊臣氏の時代に、長曾我部元親の式目の中に、慶長二年三月朔付の發布で、「敵打の事、親の敵を子、兄の敵を弟、打申、弟の敵を兄討は逆也、叔甥の敵討事は、可爲無用事」とある。要するに日本では、敵討は目下の者の爲すべき事と定めてあつたのだ。従つて日本の多くの敵討の中には、子の仇を父の打つた例が二つ三つしきやない。其他で目上の者の仇討も多少はあるが、概して目下の者が多きを占めて居る。夫れに例の井原西鶴の「武道傳來記」の第二「誰か捨子の仕合」と云ふ處にも、「其後茂左衛門家老申まで御訴證申すは、茂左衛門事弟ながら、是は格別義なれば、敵打たき願も申上ぐれど、世の御仕置立たねば、子方の者詮議して討たせとの仰せ出されなり」とあつて、之によつても當時の慣例として、兄が弟の仇討を許さなかつたことが分る。

▽敵を打つ人は善人か

敵を討つた人が、いつも善人で、討たれるものがいつも赤つ面が表徴する悪人であつた。かう見られるのが日本の



敵討の特徴であつた。敵を討つた人は是でも非でも、直ぐロオマンヌの中に祭り上げられた。これが仇討を刺戟した一つの理由となつたらしい。然し事實は斯う云ふものではない。悪人が善人を討つて、立派に敵討の美名の下に遁れたこともある。又た可なり無理な復讐もある。敵を討たずとも、大石良雄は豪い人格の人であつた。敵を討つても、平凡人はやはりつまらぬ人間に過ぎなかつた。

▽伊太利の Vendetta と日本の敵討

次に歐洲に行はれた敵討の事實はどうである乎。

日本の敵討、若くは仇討は、歐洲の言葉に譯される時は、大抵伊太利語の「Vendetta」を以て呼ばれる。故ブリンクリイ氏の「日本歴史」を見ても、赤穂義士の敵討は、やはり「The Ako Vendetta」と出て居る。

一體此の「Vendetta」なる言葉は拉丁から出て、普通では Vindicta 即ち英語の「Vindicta」、「Revenge」などを意味するやうでもあるが、實は英語の夫れ等の「復讐」などと云ふ一般的な意味を離れて、特殊な復讐を意味する者となつた。委しく言へば夫れは其復讐をする者が、必ず殺された者の、家族であることを要件とした。若し家族の一人が殺されれば、其殺された者の最も近い血族が、全體の責任を負うて、其の殺害者を殺戮せねばならぬ。夫れで以て始めて、責任が解除されるのであつた。夫れが即ち Vendetta であつた。此點に於て、日本の敵討と極めて近い意味を持つて居る。唯だ日本では、血族に制限があること、前に書いたやうな差がある許りである。「Vendetta」は又た、仇として討たるべき者か、何かの都合で討たれぬ時は、其の仇の家族が仇討の犠牲とされたこともあつたらしい。

次に「Law of Retaliation」、「復讐律」と云ふものがある。之によると其一族中の一人が他人に殺害されるか、或は重大な損害を受けた場合には、犠牲者の血族が、其の侵害者に對して、それが受けたと全く同一程度の、刑罰を對者に

與へねばならぬと云ふ事であつた。尤も時によると此の復讐には、仲裁者が入つて成功する事もあつた。其折は双方共に長く敵意を忘れるやうに、固い誓ひを神様の前で立てるのであつた。

又た或國では、誤殺と謀殺を區別して、誤殺には特別の恩典を與へた事もある。又た英國の古い時代には、殺人者から、殺された者の血族に向つて、復讐されることの代りに、金を賠償して許して貰つた事もある。

▽世界第一の コルシカ

兎に角殺された血族の爲に、箇人が箇人の仇を報ゆる！と云ふ此 Vendetta が、一番神聖な家族の義務として守られもし。又た履行されたのは伊太利であつた。伊太利の中でも、コルシカが世界中で第一番であつた。其次がサルヂニヤ、シシリイなどである。歐洲と亞細亞では希臘の一部、モンテネグロ、アフガニスタン、亞弗利加ではサハラの一部、或は合衆國やケンタッキーにも發見された。英國の閩秀作家マリイ・コレリイの小説に、「Vendetta」と云ふ長篇がある。夫れの主人公と局面は矢張り伊太利である。それは私怨の果し合ひであるが、其の行爲は可なり深刻と殘忍を極めて居る。

「Vendetta」の、最も深い根據を据たしたのはコルシカだつた。ゴルトキン・スミスが奈翁を評して、彼はコルシカ生れである故に一生の行爲が凡て Vendetta と野蠻の精神とを含んで居る。公と私に關らぬ其の統馭の不道德も、凡て夫れにあると論じて居る。説が當つて居るか否かは別として、此の敵討の精神は、今日でも猶ほコルシカには殘存して居る。コルシカの敵討の精神のいかに峻烈で執念深いものであるかを知らうとする者は、佛の文豪、メリイメの書いた歴史小説「Colomba」を見るが好い。夫にはコルシカの婦人が、いかに正當な報復の手段として、敵討を神聖視したかを、最も明確に描いて居る。何れにせよ、伊太利は、一番長く復仇の精神を、近頃まで殘存して居た國民らし



い。一千八百九十年(明治廿三年)のニュー・オルレアンの、マツフィア殺人事件と云ふものは、可なり同國內を震動させた、"Vendetta"の一つであつたと云ふ。伊太利と云ふ國は元來が可なり慘酷な犯罪や、深刻な心理に富んだ國であるらしい。夫は羅馬の最舊文明を負ふからでもあらうが毒殺や科學的毒藥の最も巧妙に使用されたことも、伊太利がやはり第一である。紀元前五百年頃に於て、己にさうした史實が現はれて居る。

▽道徳であるか否か

この通り、歐米に復讐が無いのでは無い。夫れにも係はらず、歐米の歴史の上にも、また記録の上にも、あまり事實の記されて無いのは何故であらう。殊に彼等の或る者は、敵討は原始時代——少くとも法律の完備せぬ時代にあつて止むを得ぬ私刑の一であると云つて居る。處が彼等は唯だ之を止むを得ぬ私刑だと認めただけで、日本のやうに積極的には認めることは無かつた。日本では此の止むを得ぬ私刑に、武士道と云ふものが結び付けられた爲に、敵討は極度に賞讃し、鼓吹さるべき一つの道徳となつた。しかし、考へて見れば、夫れが悉く、立派な道徳と呼ぶべきものであつたか、否か、大いに疑はしい。

▽戯曲に現はれた西洋の復讐

日本の敵討は、正史としてよりも隨筆、小説によつて多く傳へられた。しかし人道の上から、血腥さい事を原始時代にのみ容認した歐洲では、決して日本のやうに、復讐を賞賛すべきもの、獎勵すべきものとして記述はしなかつたのである。だから記述に著れた歐洲の仇討物語は歴史は素より小説にすら尠ない。名高い戯曲としては前に擧げた二つの小説を除いた外には、僅かに沙翁の "Hamlet" とユウゴオ・フォン・ホフマンシュタールの "Elektra"、位を擧げる

に過ぎない。

▽復讐に對する思想

全體としての歐洲人は、大抵復讐の思想を非認して居る。殊に現代に近づくに従つてその様である。今其の三つ四つを擧げる。

「復讐をした初めの中は、愉快なものだけれども、間もなく苦痛となつて、自分へ戻つて來る。」(ミルトン)

「復讐とは殘酷な言葉である。ある者は夫れを「男らしい」と褒める、然し夫れは寧ろ「犬らしい」と云つた方が好い。其人が男らしければ男らしい程、其の人格は一層やさしくて情深かるべき筈だ。丁度ダビットのやうに、又たジュリアス・シーザアの様だ。ポンペエの首をシーザアの前へ持つて云つた時に、シーザアは泣いて斯う云つた。「私は復讐を求めない、求める事は唯だ戰捷である」と(トラップ)

「復讐は、唯だ心の狭い者の胸に棲むものだ」(ノリス)

「復讐は正義の野に生へる雜草のやうなものだ。それが人間の心中に蔓れば蔓こる程、法律は努力して其根を抜いて了はねばならぬ。何故と云ふと、始めの犯罪は唯だ法律を犯した事だけに止まるのだが、其犯罪に復讐するとなると、それは全く法律の權威を無視して了ふことだから」(ベイコン)

▽日本は復讐を獎勵した

日本の法律も勿論仇討を獎勵しない。それにしても或る點までは認め、許して居た。即ち或る點まで其の存在を是認して居る。それが道徳にの方面になると、極力獎勵し、賞賛して居た。仇討で一番議論を惹き起したのは、誰も知



る赤徳義士の仇討である。然し夫れさへも、彼等の仇討の意味と當事者、及び、方法等の性質に就いて、討つべき者か、討つべからざる者かの二つに分れただけである。單に「仇討」の根本的存在に關しては、大抵是認し、また獎勵して居たのである。武田信玄は、「君親の仇は、弓と銃とを用ひて之を殺すと雖も、卑怯ではない」と云つた。徳川家康の「烈祖論書」には、「父の仇を復す、手を婦人に借るも亦た可なり」と云つて居る。下巻に見える山鹿素行の「報讐」論は、更に之を細説して、四十七義士の起る素因を作つた。親兄弟を討たれて、仇を討つことの出来ぬものは、人並外れ、人外人と見られるやうになつた。甚だしいのは筋の無い復讐敵を打たぬ爲にさへも、人交はりが出来ぬやうになつた例もある。

▽討たれる者の心得

仇討を獎勵するのは未だ可い。仇を討たる者のために、保身の秘訣までが説かれるに至つてはどうかして居る。「甲陽軍鑑」はいふ、「ねらはるゝ人は、常に寢所を換へ、晝夜用心して、其上路次を行くに、敵待ちて居ると聞かば脇道をとほり、跡へもどり、何様に仕ても、うたれぬごとくの分別尤もなり、此儀を無案内なる人々、比興といふ共不苦一云々。

「武教全書」に曰く「ねらはるる人は、用心をきびしく致し、行路に敵を見たりとも、道をかへ、出合たりとも打たれずして退くをほまれとすべし、血氣の勇者は是をそしることも不可用之」とある。又た仇を狙はれる者を召抱へた家では、敵に討たれぬ様に、討たれぬ様にと、絶えず主人から命令して警戒したものだ。助けて討たせる事を美事と褒めた事から云へば、之も一寸矛盾したやうにも見える。

▽殺人は愉快か否か

「一律に檀殺の條あり、之を官に訴ふる可なり、檀殺者罪に抵る、手刃の快に如かずと雖も、而も恨み亦た申ふ」と「聊瑯代醉篇」にある。なる程、仇討小説などには敵を打ち了へた時の高潮な感情を形容して、天にも上る心地してなどと書いてある。しかし、如何に充分な理由があるにせよ、一人の生きて居る人間を殺戮して「手刃の快に如かず」と嘯いて居る事は、現代人の一寸考へ及ばぬ事である。

東西古今の仇討を、多くの人の承認する理由は何か。法律の不備と缺陷に對する補償と云ふことにある。其缺陷を満たすべく、止むを得ざる私刑だと云ふことにある。従つて其反證として斯う云ふ、だから法律の制裁の完備して来た現代に、仇討が無くなつたでは無いかと。

しかし自分は別に考へる。夫れは法律の完全に整つた爲めであらう。然しながら、それには別に他の一つの理由がある。夫れは人間性が次第に微妙になり、繊細になつたことである。なるほどアベルを殺した殺人好きのカインは、クウブリンが「カイン」の中に書いたやうに、死なうとすると絶えず蘇生せしめつゝあるかも知れぬ。然しながら文明國民の多くは、自分の手を自ら鮮血に染めて、屠殺業に従事することに堪えなくなつて来たのである。夫は事實である、之は「敵討」的精神を、最も多く有つたものが、原始民族に遡れば多し事でも分る。

敵討に道徳的價值があると云ふならば、夫は目的の爲に手段を忘れる時である。眞の最高な人道的所業は、目的の勿論聖い事を欲すると共に、其手段に於いても、又た一點の汚れないものであることを要求せねばならぬ、敵討の道徳的價值の缺陷は其處にある。更に遡つて「恨は忘るべきものか、否か」の懸案に至つては、之は別問題とすべきものだ。



▽仇討は道徳か、情性か

血みどろになつた人間の屠殺？考へて見ても嫌な事である。然し日本に敵討の多い事を以て、日本人を残忍な國民と呼ぶことは考へ物である。それは肉食獸たる獅子が、いかに生き物を屠つても残忍とは云へぬやうに、又た罪惡でない様に、同じ意味に於いて、日本國民も残忍と呼べぬ。何となれば彼等は無自覺であつたから。無反省でした仕事だから。

何故に敵討をせねばならなかつたか。彼等は實際譯を知らなかつた。又た彼等の知らうとする事は、其の倫理的根據ではなかつた。彼等の知つて居ることは、唯だ「父兄が打たれた、直ぐ敵討をすべきものだ。どうでも斯うでもせねばならぬものだ」と云ふことだけであつた。自律でなくて他律であつた。道徳でなくて情性であつた。斯うした非人道的な所業が、道徳的行爲として獎勵され得る理由は、果して何處にあるか。夫れを突詰めて考へて、其の譯を闡明した批評家はその時代には無かつた。要するに何人もある點まで、武士道と言ふ不言律の、メスメリズムの犠牲になつて居たのである。

▽結局ある道徳の派生か

斯くして自分は、敵討が日本の國民性であつたかを疑ふ。若しそれが眞の國民性ならば、それは法律の完備ぐらゐで、悉くが防ぎ切れるものではない。法律は豫備行爲である。人間の天性を未發に抑制する力はないのだから……。敵討の精神は、今日にも猶ほ何等かの形を以て、どしどし現はれねばならぬ筈ではないか。しかし夫れが人の能く云ふ、遠東還附に對する臥薪嘗膽ぐらゐの怨みならば、佛國民のアルサス、ロオレンヌに對する復讐的精神も同じ事である。夫れ位で以て、直ぐ國民性だと云ふことは出来ない、と云ふのは、こんなことよりも、其他に忘れてはならぬ怨みを澤山閑却してゐるのだから。

結局自分は日本の敵討は、嚴重な國民性と云ふべきものではない。ある時代を限つた、ある道徳の派生であり、附屬物である。そして單なる或る刺戟が、一時の習俗を形作つたものであると思ふ。

▽心強い意志の國民

唯だ自分が心強く感ずることがある。それは日本國民は、多數の歴史家の云ふやうに、單に浮氣な、感情性の國民であるかと云ふ疑問である。

自分は寧ろ夫れに反對する。古くから日本の歴史の上に現はれる。有名な人も無名な人も、何よりも先づ決して意志の強固な事を缺いては居なかつた。之こそは眞の國民性の一部の隅石ではなかつたか。日本人は生を輕んずると云ふ、死を怖れぬと云ふ。中には勿論、情死のやうな病感的なものもある。然しそれは異例である。其の本質は死を恐怖する感情を壓迫した、立派な意志の勝利であつたことを記憶せねばならぬ。ストイックな、堅固な自覺の決行であつたことを知らねばならぬ。しかも此の美點はいつもあつた。日本の歴史を通じてどこでも遍在した。武士道があつて、始めて意志が鍛錬されたのではない。潜在された堅固な意志が、武士道によつて、益々組織的に統一されたのである。日本の敵討に就いて驚く事は、唯だ此の「爲す可き事は成さねば已まぬ」と云ふ、其意志のいかに強靱で、不撓であつたかと云ふことである。其事の怨みたるは何たるは問はぬのである。

仇討は憤怒の表現の延長である。憤怒の感情は、時と共に其の銳角が磨り減らさるべきものであるに關らず、彼等は十年も、二十年も、乃至は四十年五十年も、人生の過半を費して、あらゆる苦しさ悲しさに堪へて、猶ほ其憤怒



と信念の遂行に満足しようとして居る。何と驚ろくべき意志力ではなからうか。自分の敵討に對する驚きは、其の仇討を遂げた一刹那よりも寧ろ茲にある。日本の敵討は其他の日本の事業の同一に、國民性の意志力の存在を示す點に於て、はた其の信仰に對する、徹底力の強さと純真とに於て、確に一の奇蹟たるべきものと思ふ。

▽仇討の文藝に及ぼした影響

何れにせよ日本の敵討は、世界の歴史で最も特異な一つの風習であつた。それが徳川期の文藝を賑はした程度は、全く驚くべきものがある。元祿期の二大文豪近松門左衛門の「會我會稽山」、井原西鶴の「武道傳來記」は云ふ迄もない。文化文政を中心とする、讀み本、青表紙で、敵討物を書いて居るものか何れ程あるか。馬琴の作物には、大抵一部の中に敵討が一つ乃至三つ四つもある。種彦、京傳、京山にも夥しい。あの滑稽文學の泰斗たる、十返舎一九や式亭三馬さへも敵討物を作つて居る。爲永春水にすら夫れがあるから驚く。脚本になると、これ亦た夥しい。一つには勸善懲惡で、自然などと云ふことはいくら犠牲にしても、舞臺結構の局面の變化を多く要求した當時の作物には敵討が其の目的に、最もよく適合する要素を備へて居た點もある。一つには死は萬事を清算する、而も所謂悪人が悪事を決濟し、善人が善事を決濟することは、一番簡單且つ明瞭に復讐の中に現はれたからである。何となれば當時の作物は、必ず主人公か、副主人公かの死によらねば、全局面の總結が出来なかつたのであるから……。そして其人の死ぬ場合が、屹度善惡の決算の大晦日であつたのだから……。

△「美譚」を書く爲ではない

最後に自分は此著述を、何によつて書いたかを斷つて置かなければならぬ。實際日本には斷片的な敵討譚を集め

たものはあつても、權威とすべき、完全に纏められた敵討の全史は先づ無いと云つても好い。夫れで自分は止むを得ず、手當り次第に得た材料から集めた。中には、可なり疑はしい記録や、叙述が無論無いとは云へぬ。といつて、夫れを以て、自分が、劇務を持つて居る爲に、旅行することの出来ぬことや、或は充分に、圖書館に浸る餘裕の無い事から来た、この著述の不完全の云ひ譯としようとする者ではない。

實際云ひ譯ではない。自分は歴史の記録と云ふものに、どれ程までの眞實があるかを疑ふ者である。博士ジョンソンが云つた。「我等はいかに歴史の眞實の、少いものであるかを考へねばならぬ……歴史の凡ての色彩も、哲學も、共に想像である」と。自分もさう考へて居る。人はよく記録を云ふ、古文書と云ふ。然し夫れにすら、どれだけ眞實な權威があるか。

自分は此の理由から、自分は多少眞實と感ぜられたものだけを書いた。この記録の誤つて居るか居ないかの一切はさうした「色彩」や「哲學」を好む人、及びそれを作る人に任して置く。それにしても、我國の史的記録には、小説と、實録物と、史實と、全くの假構の間を往く、所謂「敵討物」の記録のいかに多かつたことよ。

何よりも自分は、「復讐美譚」を作りたい爲に、此の著述を爲したもので無い事を飽までも斷つて置く。自分は唯漸く後世から忘れられて行かうとする、日本の過去の、重大な一つの事實——「敵討」の、粗末な、然し公平な、冷靜な記録を現代に止め置くことを以て満足とする者である。

昭和五年十二月二十日

著者



5  
2

昭和六年二月十六日印刷  
昭和六年二月二十日發行

新版日本仇討  
定價金貳圓五拾錢

著者	千葉 龜雄
發行者	森園 豐吉
印刷者	本間 十三郎

東京市神田區表神保町一〇番地  
東京市牛込區辨天町一五七番地

發行所  
東京市神田區表神保町一〇番地  
天人社

振替東京五五二〇番  
電話神田二六八七番

印刷所 湯島社



5  
2

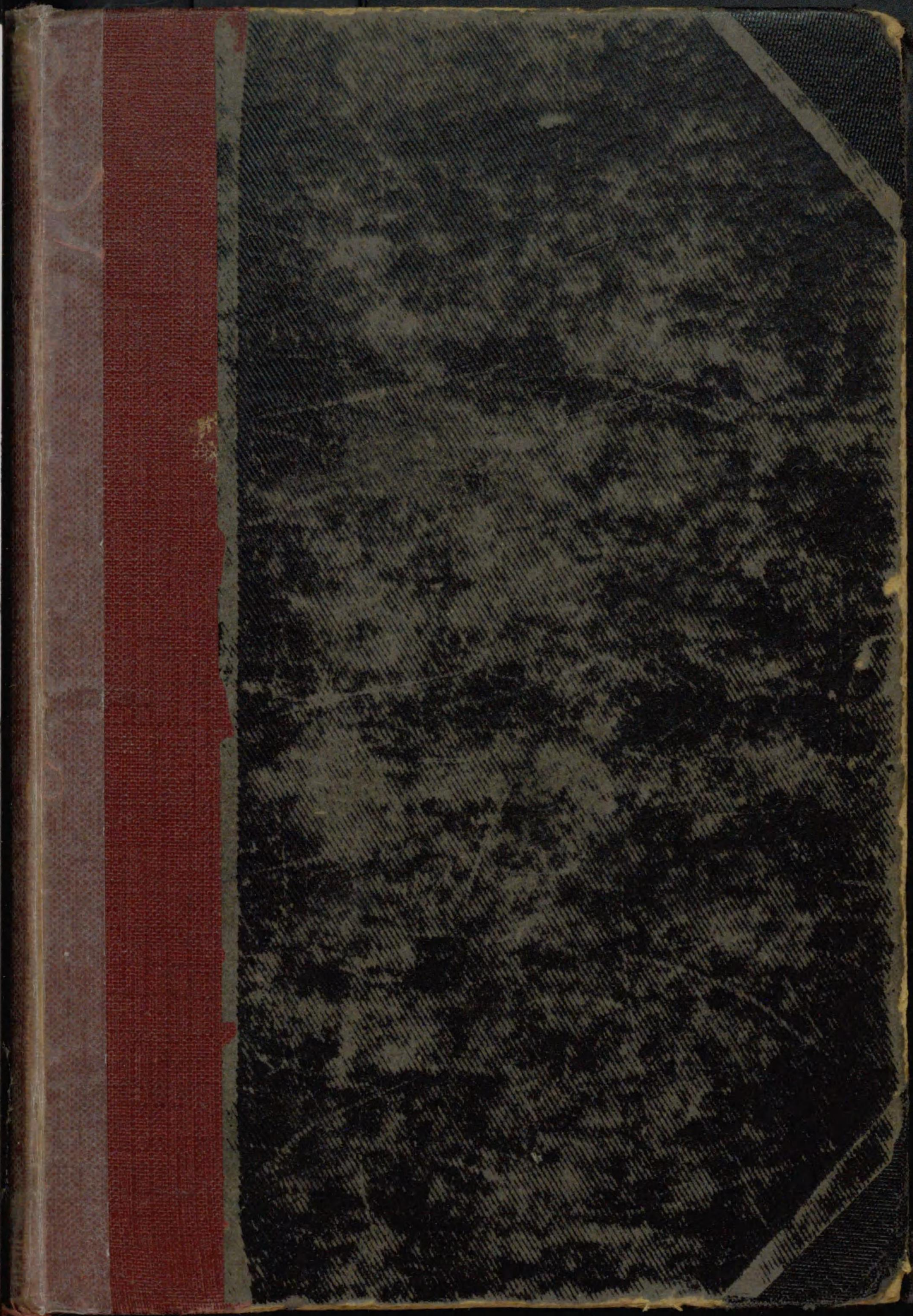
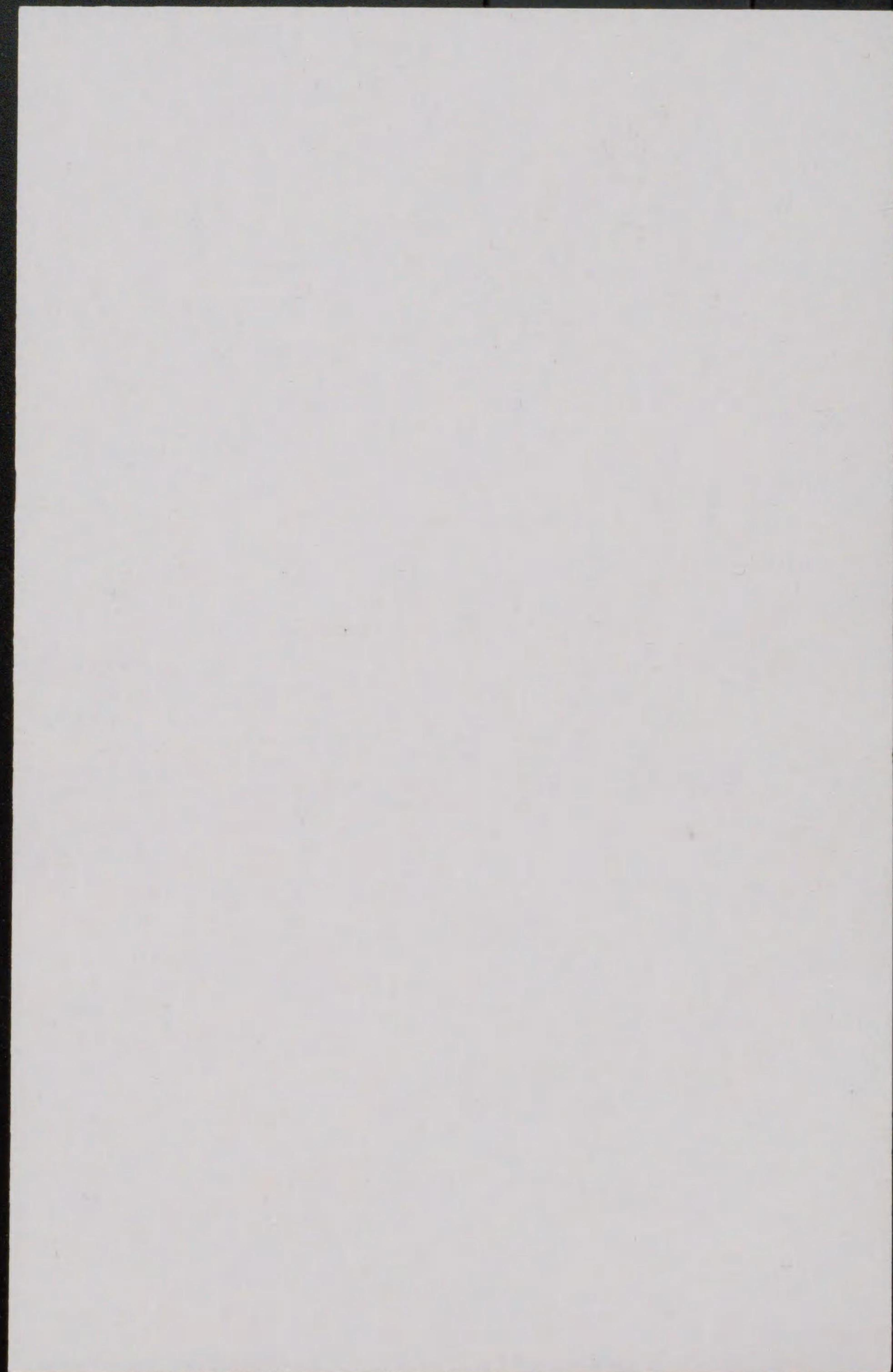
天 人 社 刊 行 書

優秀船の藝術社會 學的分析	新しき藝術の獲得	美術史の根本問題	社會變革過程の諸問題	學界新風景	武器よ・さらば	艦隊葬送曲	ドレフユス事件	極東戦争と米國海軍	軍縮の不安と太平洋戦争
板垣應穂著	板垣應穂著	板垣應穂著	石濱知行著	大塚虎雄著	ヘミングウェイ 小田律譯	ヘルムト・ロレンツ 千葉靜一譯	大佛次郎著	平田晋策著	平田晋策著
菊 新 型・寫眞一 定價三圓五十錢・送料十八錢	菊 新 型・二百六十頁 定價二圓八十錢・送料十八錢	菊 二 版・二百七十頁 定價二圓二十錢・送料十八錢	菊 二 版・五〇頁 定價二圓八十錢・送料十八錢	四 六 版・二十九頁 定價一圓八十錢・送料十二錢	四 六 版・六頁 定價一圓八十錢・送料十六錢	四 六 版・四百六十頁 定價一圓六十錢・送料十二錢	四 六 新 型・二百六十頁 定價一圓三十錢・送料十錢	四 六 版・三百二十頁 定價一圓三十錢・送料十二錢	四 六 版・二百五十頁 定價九圓十錢・送料十二錢



596  
283





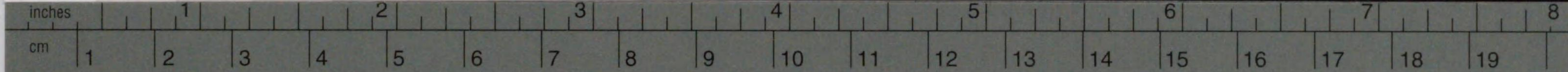


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

